

物件調書

所在地	住吉区帝塚山東5丁目1082番1					
住居表示	住吉区帝塚山東5丁目8番7号（住吉商業施設1階3号区画）					
貸付面積	197.00 m ² のうち、店舗部分 21.00 m ²					
形状	明細図のとおり	土地の状況	—			
接面道路の状況	南側 団地内通路 現況幅員 約6m 西側 団地内通路 現況幅員 約4m～4.8m					
用途地域	第2種中高層住居専用地域					
交通機関						
鉄道	南海高野線 住吉東駅の東方 約40m 徒歩約1分					
現況	別紙「明細図」のとおり。					
特記事項						
本件建物の商業施設は市営住宅との合築であり、賃借人は、近隣に影響を与える悪臭、騒音類の発生を防止するよう努めなければなりません。						
(使用用途について) 使用用途については、商業の用に供するものに限ります。						
(賃貸借期間について) 賃貸借期間については、令和8年4月1日から令和23年3月31日までの借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約とし、賃貸借期間満了後の契約更新は行いません。						
(店舗内設備について) 現状有姿にて貸付を行います。本件建物の店舗内設備については、引き渡し後に動作確認を賃借人の責任で行うとともに、当該設備の使用時には、善良な管理者としての注意をもって使用してください。また、引渡し後に店舗内設備に不具合が見つかった場合、当該設備の修繕、撤去及び新たな設備にかかる費用については賃借人の負担とし、その施工にあたっては本契約書第13条第1項に基づき賃貸人の承認を必要とします。なお、店舗内設備とは、入口シャッターより内部の設備（シャッターボード及						

び壁などの建物の躯体部分を除く。ただし、シャッターの鍵は含む。) 及び配線、配管(本件建物の専用に供する部分。ただし、電気、ガス、水道については各計量メーターの内側とする。)を指します。

(電気、ガス、水道について)

各供給事業者に直接連絡のうえ、賃借人の負担において引込工事等を行ってください。

(物件の仕様)

床面はインターロッキング仕様。

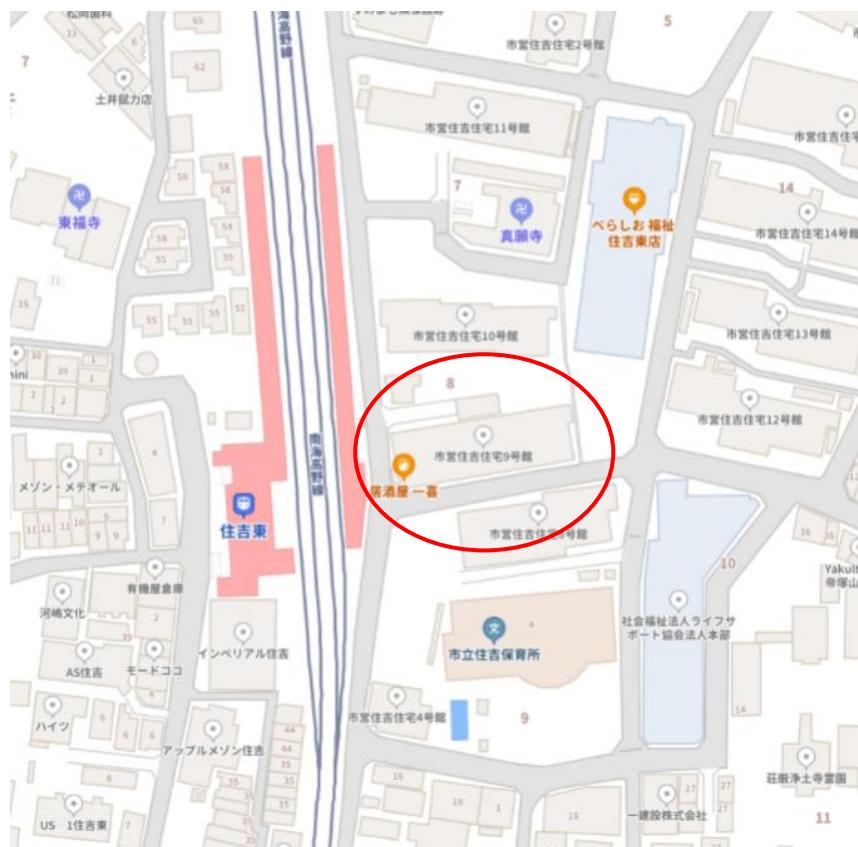
物件内に外径約57cmの円形マンホールがあり、用途については不明ですが、建物維持管理のために立入る場合がありますので、必要な時には開扉できる状態で使用してください。

お問合せ	大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課施設管理担当 電話 (06) 6615-3792
------	---

周辺図

【住吉商業施設】

大阪市住吉区帝塚山東5-8-7 (住吉商業施設1階3号区画)



明細図

【住吉商業施設 店舗配置図】

住吉商業施設 1階 3号区画

【 店舗配置図 】

